

## ○蒲郡市幸田町衛生組合職員の退職 手当に関する条例

(平成十九年三月二十八日  
条例 第十一号)

(趣旨)

第一条 この条例は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 退職手当に関する必要な事項は、蒲郡市職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年蒲郡市条例第二十一号。以下「蒲郡市条例」という。)の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市条例中「蒲郡市職員」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合職員」と、「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

第五編 給与 (蒲郡市幸田町衛生組合職員の退職手当に関する条例)

2 (蒲郡市幸田町衛生組合職員の退職手当に関する条例の廃止)  
蒲郡市幸田町衛生組合職員の退職手当に関する条例(昭和三十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第四号)は、廃止する。